

# 杉並区議会公印規程

(昭和38年7月10日議会告示第1号)

改正 昭和41年4月1日議長訓令甲第1号 昭和49年4月1日議長訓令甲第2号  
平成3年5月21日議長訓令甲第1号 平成9年6月30日議長訓令甲第5号  
平成12年6月30日議長訓令甲第5号 平成16年9月30日議長訓令甲第2号  
令和8年1月9日議長訓令第1号

(通則)

第1条 杉並区議会の公印については、この規程の定めるところによる。

(公印の種類)

第2条 杉並区議会の公印は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区議会印
- (2) 杉並区議会事務局印
- (3) 杉並区議会議長印
- (4) 杉並区議会副議長印
- (5) 杉並区議会常任委員会委員長印
- (6) 杉並区議会議会運営委員会委員長印
- (7) 杉並区議会特別委員会委員長印
- (8) 杉並区議会事務局長印
- (9) 杉並区議会事務局次長印
- (10) 杉並区議会割印
- (11) 杉並区議会契印

一部改正〔令和8年議長訓令1号〕

(公印の形状、寸法等)

第3条 公印の書体、寸法、用途およびひな形は、別表のとおりとする。

(管守者)

第4条 公印は、局長が管守する。

附 則

この規程は、昭和38年7月10日から施行する。

附 則 (平成3年5月21日議長訓令甲第1号)

この規程は、平成3年5月21日から施行する。

附 則 (平成9年6月30日議長訓令甲第5号)

1 この規程は、平成9年6月30日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の杉並区議会公印規程により調製された公印については、新たに調製するまでの間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成12年6月30日議長訓令甲第5号)

この規程は、平成12年7月3日から施行する。

附 則 (平成16年9月30日議長訓令甲第2号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (令和8年1月9日議長訓令第1号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

	公印の種類	書体	寸法	用途	ひな形								
1	杉並区議会印	てん書	方 30耗	一般文書用	<table border="1"><tr><td>議</td><td>杉</td></tr><tr><td>会</td><td>並</td></tr><tr><td>之</td><td>区</td></tr><tr><td>印</td><td></td></tr></table>	議	杉	会	並	之	区	印	
議	杉												
会	並												
之	区												
印													

2	杉並区議会事務局 印	てん書	方 30耗	一般文書用	事務局之 杉並区議会
3	杉並区議会議長印	てん書	方 21耗	一般文書用	議長之 杉並区 議会
			方 30耗	賞状用	
4	杉並区議会副議長 印	てん書	方 21耗	一般文書用	議長之 杉並区 議会副
5	杉並区議会常任委 員会委員長印	てん書	方 20耗	一般文書用	委員長之 杉並区議 会常任委 員会
6	杉並区議会議会運 営委員会委員長印	てん書	方 21耗	一般文書用	委員長之 杉並区議 会議会運 営委員会
7	杉並区議会特別委 員会委員長印	てん書	方 21耗	一般文書用	委員長之 杉並区議 会特別委 員会
8	杉並区議会事務局 長印	てん書	方 21耗	一般文書用	局長之 杉並区 議会議務 局
9	杉並区議会事務局 次長印	てん書	方 21耗	一般文書用	局次長之 杉並区 議会議務 局
10	杉並区議会割印	てん書	変だ円形 長径33耗 短径13耗	一般文書用	割 杉並区議 会印
11	杉並区議会契印	てん書	変だ円形 長径33耗 短径13耗	一般文書用	契 杉並区議 会印